

サイバーセキュリティ月間のご案内

毎年2月1日から3月18日は、「サイバーセキュリティ月間」です。

パソコン・スマートフォンを安全に使うため、次のポイントに気を付けましょう。

また、最近、個人情報を盗んだり、通信をのぞき見たりするいわゆる「野良Wi-Fi」^{のらワイファイ}が問題になっていますので、併せて注意しましょう。

【対策のポイント】

- ・セキュリティソフトをインストールする
- ・不審なメールやSNSなどの添付ファイル、リンクは絶対に開かない
- ・パスワードは英大小文字、数字、記号を混ぜた複雑なものにする
- ・パスワードの使い回しはしない
- ・偽サイト回避のため、よく使うサイトは、自分で作ったブックマークからアクセスする
- ・大手通信事業者などが提供する信頼できる接続先にアクセスする
- ・「フリーWi-Fi」専用接続アプリを利用する



▶ 問合せ 最寄りの警察署または県警察本部サイバー犯罪対策課 ☎043-201-0110(代表)

「働き方」が変わります！

～2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます～

1、時間外労働の上限規制が導入されます

【施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～】

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

2、年次有給休暇の確実な取得が必要です 【施行：2019年4月1日～】

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。



3、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます

【施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～】

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

詳しくは、

厚生労働省 働き方改革

検索